

令和 7 年度版 退職者のための健康雇用保険マニュアルシート

【追 補】

健康保険の被扶養者の認定の要件が令和 7 年 10 月 1 日より次のとおり変更されました。

■被扶養者の認定の要件（原則）（1 頁）

下線部が次のように変わりました。

	60 歳未満	60 歳以上または障害者
同居	年収が 130 万円未満（被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満の場合は年収 150 万円未満）、かつ被保険者の年収の半分未満	年収が 180 万円未満、かつ被保険者の年収の半分未満
別居	年収が 130 万円未満（被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満の場合は年収 150 万円未満）、かつ被保険者からの仕送り額より少ない	年収が 180 万円未満、かつ被保険者からの仕送り額より少ない

（厚生労働省 保発 0704 第 1 号 年管発 0704 第 1 号「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」より）